

米国政府監査院、バイ・ドール法に基づく開示手続等に関する報告書を公表

2026年4月20日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

米国政府監査院 (United States Government Accountability Office: GAO) は、4月13日、連邦政府資金を基になされた発明の権利取得状況や、連邦政府への同発明の開示手続に関する意識調査をまとめた報告書を公表¹した。

バイ・ドール法により、連邦政府資金の援助を受けて発明した者は、連邦政府への開示義務などを果たすことを条件として、同発明について権利を取得し、ライセンス供与などを通じて自らの収益とすることが可能とされている。

本報告書は、上院知的財産小委員会委員長のティリス議員（ノースカロライナ州選出、共和党）らからの調査要請に応えるものであり、主に以下の内容から構成されている。

① 連邦政府資金援助を受けた者による権利取得状況

- バイ・ドール法に基づき 2020～2024 年度に連邦政府に開示された発明のうち、資金援助を受けた者が権利取得した割合は 56%に上った。他方で、権利を放棄した割合が 21%、権利の要否を検討中である割合が 18%であった。
- 権利放棄の理由としては、商業化の可能性が乏しいこと（72.2%）、発明に特許適格性がなかったこと（10.3%）などがある。

② 連邦政府への開示・報告義務に関する手続者の問題意識

- 連邦政府機関ごとに求められる手続が異なるために、開示・報告に追加的な負担が生じる点が問題点として指摘された。その他、商業化に向けた取り組み内容に関する報告負担が大きい点などを指摘する声もあった。

③ 開示手続システムの統合（統一システム（iEdison）への移行²）

- 本システムの利用は開示手続の負担軽減に資するとする声があった一方で、政府機関職員からは、情報開示形式の自由度が高く、手続者により内容にばらつきがあり、確認負担が大きい旨の懸念が示された。
- 連邦政府資金の援助が発明に至らなかった場合の報告については、本システムを通じて行うことができない点も課題として挙げられた。

米国国立標準研究所（NIST）は、2026年3月から iEdison における情報開示形式のサンプルフォーマットを新たに提供³しており、同システムを通じた開示・報告手続により、統一的な運用が実現されることが期待されている。

（以上）

¹ <https://www.gao.gov/products/gao-26-107971>

² 統一的な開示手続の実現のため、国防総省や商務省などの政府機関には、2025 年末までに米国国立標準研究所（NIST）の「iEdison」の採用が要請されていた（Executive Order 14104）。

³ <https://www.nist.gov/iedison/iedison-document-library>